

年 月 日

## 横浜市長

印

## 還付充当通知書

市税等が納め過ぎとなりましたので、地方税法第17条の2又は第17条の2の2の規定により、以下のとおり充当又は委託納付（納入）しました。また、充当又は委託納付（納入）後の残額をお返しいたします。下の振込先口座に振込の手続きをします。

納稅義務者 氏名・名称

還付充当番号	還付充当理由	過誤納合計額	還付加算金	充当合計額	還付金額
		円十	円一	円二	円三

充当先 氏名・名称：滯納 太郎

充 当 先 の 詳 細	税 目	年度・通知書番号	期別(月)	充當した金額(円)		充當後の未納額(円)	
				本税	延滞金	本税	延滞金
合計							

振込先口座	下の金融機関に振込の手続きをします。なお、振込日が遅れる場合もありますのでご了承ください。		
	金融機関名・支店名 :		
	口座種別 :	口座番号 :	口座名義人 :
	振込予定日 :		

### 【消滅時効】

通知書を受け取った日から5年を経過した場合には、地方税法第18条の3の規定による消滅時効となり、請求ができなくなりますのでご注意ください。  
【審査請求】

【審査請求】

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求をすることができます。この通知による処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。